(2)　適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するものであることに一本化する。

(3)　住宅資金非課税限度額は、住宅取得等資金を充てて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ　省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を備えた住宅用家屋　一、五〇〇万円

ロ　イ以外の住宅用家屋　一、〇〇〇万円

㈡　帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

㈢　経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の二関係）

一九　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　給付金の非課税等について、次の措置を講ずることとした。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第四条関係）

㈠　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援等の観点から給付される給付金のうち、都道府県から給付される一定のものについて、次の措置を講ずる。

(1)　当該給付金については、所得税を課さない。

(2)　当該給付金の給付を受ける権利は、国税の滞納処分により差し押さえることができないこととする。

㈡　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に対して都道府県社会福祉協議会が行う金銭の貸付けに係る債務の免除を受けた場合の当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

2　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二関係）

二〇　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係

適格請求書等保存方式について、次の見直しを行うこととした。

1　仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとした。（所得税法等の一部を改正する法律第五条関係）

2　特定国外事業者以外の事業者（納税管理人を定めなければならないこととされている者に限る。）が納税管理人の届出をしていない場合には、税務署長は適格請求書発行事業者の登録を拒否すること及びその登録を取り消すことができることとした。（所得税法等の一部を改正する法律第五条関係）

3　事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとした。（所得税法等の一部を改正する法律第五条関係）

4　免税事業者が令和五年一〇月一日から同日以後六年を経過する日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、登録開始日から当該登録開始日の属する課税期間の末日までの間について、事業者免税点制度を適用しないこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第四四条関係）

5　4の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から当該登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、事業者免税点制度を適用しないこととした。ただし、当該登録開始日の属する課税期間が令和五年一〇月一日を含む課税期間である場合は、この限りでない。（所得税法等の一部を改正する法律附則第四四条関係）

6　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置を適用することができる請求書等に、区分記載請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を加えることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五二条及び第五三条関係）

7　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産について、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とすることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五二条及び第五三条関係）

二一　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第五号）（財務省）

1　個別品目の関税率等の見直し

繊維製品の一部品目について分類を簡素化し税率を統一することとした。（関税定率法別表関係）

2　税関における水際取締りの強化

海外事業者から国内の事業性のない者に宛て郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定する等所要の改正を行うこととした。（関税法第六九条の一一、第六九条の一二、第一〇九条及び第一〇九条の二関係）

3　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和四年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四及び別表第一等関係）

㈡　たまねぎについて改正前の暫定税率を基本税率として規定し、暫定税率を廃止することとした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第一関係）

㈢　ノルマルパラフィンについて暫定税率を廃止することとした。（関税暫定措置法別表第一等関係）

㈣　令和四年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置である選択課税制度及び特定免税店制度について、適用期限をそれぞれ三年及び二年延長する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第一三条及び第一四条関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇地方財政法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三二号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一五条関係）

二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務を定める規定等について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

三　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第四条～第七条関係）

四　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。
